

広島県告示第五百十七号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定によって、一般旅券の発給等に係る手数料徴収事務を次のとおり委託した。

令和七年五月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

委 託 を 受 け た 者		委託した年月日 （委託期間）
名 称	住 所	
広島市	広島市中区国泰寺町一丁目六番三四号	令和七年四月一日（令和七年四月一日～令和八年三月三十一日）
呉市	呉市中央四丁目一番六号	令和七年四月一日（令和七年四月一日～令和八年三月三十一日）
竹原市	竹原市中央五丁目六番一八号	令和七年四月一日（令和七年四月一日～令和八年三月三十一日）
三原市	三原市港町三丁目五番一号	令和七年四月一日（令和七年四月一日～令和八年三月三十一日）
尾道市	尾道市久保一丁目一五番一号	令和七年四月一日（令和七年四月一日～令和八年三月三十一日）
福山市	福山市東桜町三番五号	令和七年四月一日（令和七年四月一日～令和八年三月三十一日）
府中市	府中市府川町三二五番地	令和七年四月一日（令和七年四月一日～令和八年三月三十一日）
三次市	三次市十日市中二丁目八番一号	令和七年四月一日（令和七年四月一日～令和八年三月三十一日）
大竹市	大竹市小方一丁目二一番一号	令和七年四月一日（令和七年四月一日～令和八年三月三十一日）
東広島市	東広島市西条栄町八番一九号	令和七年四月一日（令和七年四月一日～令和八年三月三十一日）

江田島市	江田島市大柿町大原五〇五番地	令和七年四月一日（令和七年四月一日～令和八年三月三十一日）
府中町	安芸郡府中町大通三丁目五番一号	令和七年四月一日（令和七年四月一日～令和八年三月三十一日）
熊野町	安芸郡熊野町中溝一丁目一番一号	令和七年四月一日（令和七年四月一日～令和八年三月三十一日）
坂町	安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目一番一号	令和七年四月一日（令和七年四月一日～令和八年三月三十一日）
北広島町	山県郡北広島町有田一二三四番地	令和七年四月一日（令和七年四月一日～令和八年三月三十一日）
株式会社エイジエック 広島オフィス	広島市南区松原町二番六二号 広島JPビルディング八階	令和七年四月一日（令和七年四月一日～令和八年三月三十一日）